

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 12 月 15 日 (月)

午前 10 時 0 分開会

午前 11 時 41 分休憩

午前 11 時 47 分開議

午前 12 時 23 分閉会

II 場 所 第 3 委員会室

III 出席委員

委員 長	藤 井 大 輔
副委員 長	横 田 誠 二
委 員	針 山 健 史
〃	亀 山 彰
〃	川 島 国
〃	瘡 師 富 士 夫
〃	五 十 嵐 務
〃	菅 沢 裕 明

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長 杉 田 聡

理事・生活環境文化部次長

柳 田 貴 広

生活環境文化部次長 林 原 泰 彦

生活環境文化部次長 中 島 浩 薫

参事・スポーツ振興課長

新 保 暢

参事・環境政策課長 九 澤 和 英

参事・環境保全課長 吉 森 信 和

県民生活課長・県民生活課課長

(水雪土地対策担当) 熊 本 誠

文化振興室長・文化振興室文化政策課長

杉原 英樹

スポーツ振興課課長（富山マラソン推進担当）

塚 広光

スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）

野中 順史

環境政策課課長（廃棄物対策担当）

森 友子

自然保護課長

朝山 弘康

厚生部

厚生部長

有賀 玲子

こども家庭支援監

川西 直司

理事・厚生部次長

式庄 寿人

厚生部次長（健康対策室長）

守田 万寿夫

参事・医務課長

小倉 憲一

参事・こどもの心のケア推進担当

加納 紅代

参事・健康対策室健康課長

利田 智恵

参事・くすり振興課長

竹内 大輔

厚生企画課長

橋本 桂芳

厚生企画課課長（医療保険担当）

牧野 尚恵

高齢福祉課長

勝山 誠司郎

高齢福祉課課長（地域包括ケア推進担当）

若林 勇人

こども家庭室長・こども政策課長

池田 佳美

こども家庭室子育て支援課長

伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長

そう川さおり

こども家庭室課長（児童相談所等機能強化推進担当）

稲垣 岳彦

障害福祉課長 河尻 茂明

医務課課長（医療政策担当）

岩村 耕二

医務課課長（医師・看護職員確保対策担当）

中村真由美

健康対策室感染症・疾病対策課長

川辺 秀一

生活衛生課長 清水 治

薬事指導課長 笹島 厚美

くすり振興課課長（くすりコンソーシアム推進担当）

井口真由美

V 会議に付した事件

- 1 11月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 厚生環境行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 11月定例会付託案件の審査

(1) 説明事項

藤井委員長 初めに、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりでございます。

追加提案されました案件について、当局から説明願います。

杉田生活環境文化部長

・令和7年度11月補正予算（案）の概要

有賀厚生部長

・令和7年度11月補正予算（案）の概要

(2) 質疑・応答

これより付託案件について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑なしと認めます。

(3) 討 論

藤井委員長 これより討論に入ります。

討論はありますか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(4) 採 決

藤井委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第129号令和7年度富山県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管分外23件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

藤井委員長 挙手全員であります。

よって、議案第129号外23件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

(1) 請願に係る説明事項

次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情は4件付託されておりますので、当局から説明願います。

川辺感染症・疾病対策課長 陳情第46号について御説明いたします。

この陳情では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、流行段階に応じた注意喚起が可能な注意報・警報制度を創設すること。県民に広く周知するための効果的な情報発信体制を構築すること。学校園を起点とする感染ループを早期に遮断することによる地域社会の安全と経済教育活動の持続性を確保することが求められております。

県では、毎週全国の感染状況や地域別の感染状況として、県内厚生センター、富山市保健所管内ごとのデータをグラフ化し、県ホームページで公表しているほか、感染状況に応じて県公式SNS等を活用した注意喚起や教育委員会と連携した学校関係者、児童・生徒やその保護者への感染対策の徹底の呼びかけ等を実施しております。

また、大型連休や年末年始など医療機関が休診となる期間の前には、知事の定例会見で新型コロナ等の感染症への注意を広く県民の皆様へ呼びかけております。

なお、新型コロナ感染症の流行水準に基づく注意報・警報レベルの設定について、国は長期間のデータの蓄積が必要のため、現時点で示すことは困難としており、県は全国知事会を通じ、季節性インフルエンザ等と同様の全国統一の基準を早急に設定するよう国に要望しているところです。

今後とも県内の感染状況を注視し、引き続き情報発信に努めてまいります。

次に、陳情第47号のうち、当委員会所管分について御説明いたします。

この陳情では、子供のワクチン接種機会の確保と費用負担の軽減、住民からの情報収集による後遺症や家庭負担の実態把握が求められております。新型コロナワクチンは、令和6年度から重症化予防を目的に65歳以上の高齢者など、重症化リスクの高い方を対象に予防接種法に基づく定期接種となり、それ以外の方には任意接種として実施されてい

ます。

小児・児童・生徒は任意接種に該当することになりますので、ワクチンの接種を希望される場合はかかりつけ医や近隣の医療機関にあらかじめお問合せをいただき、接種されるものと承知しております。

ワクチン接種に対する公費助成は、国が科学的知見に基づき、その安全性や有効性、費用対効果などを精査した上で予防接種法に位置づけて実施することが基本と考えております。

また、後遺症の実態については、国において発生頻度や症状、経過などについて住民調査が行われ、国ホームページ等でも情報提供されておりますが、依然として不明な点も多いことから、引き続き国に対し、罹患後症状の調査の実施や知見の周知を行うよう要望してまいります。

また、家庭負担に関しましては、自宅で療養される方や同居家族の方の参考としていただくため、県ホームページに自宅療養のしおりを掲載し、症状の特徴や同居の方の感染対策について御案内しております。

なお、市町村においてヤングケアラーを把握した場合には、こども家庭センター等において包括的かつ計画的な支援を行うこととされております。

次に、陳情第49号について御説明いたします。

この陳情では、県独自の新型コロナワクチン接種費用補助制度を創設すること。小児、若年層、子育て世代への相談体制を整備すること。現役世代、教育、福祉、医療従事者の接種機会を確保すること。ワクチン全般の接種費用を支援し、広報を強化すること。予防接種や後遺症対策等に係る国への制度改善を要望することが求められております。

任意接種に位置づけられた予防接種費用に対する公費助成については、先ほどの陳情第47号で説明いたしましたと

ころです。任意接種を希望される場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関にあらかじめお問合せをいただき、接種医と相談の上、個人の判断により接種されるものと承知しております。

県としては、引き続き県民の皆様に対し、ワクチン接種の正しい情報提供に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスの罹患後症状につきましては、調査の実施や知見の周知を行うよう引き続き国に対し要望してまいります。

清水生活衛生課長 陳情第48号について説明いたします。

この陳情では、感染症対策として1点目は調理・販売・接客を含む全ての従事者を対象としたマスク着用基準を明確化した自治体独自ガイドラインの策定、2点目は店舗内のエアロゾル感染対策に関する指導・助言の強化、3点目は無症状感染やエアロゾルによる空間拡散に関する事業者への周知、4点目は店舗の感染症対策を可視化するチェックリストや認証制度の創設、5点目は中小事業者への換気設備・二酸化炭素濃度モニター等の導入支援の検討を求められております。

1点目のガイドライン、2点目の換気等の指導・助言、4点目の店舗の認証制度、5点目の設備の導入支援については、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が蔓延した際に類似の対策が講じられていたところがございます。

今後、蔓延するおそれのある感染症について、生命、健康に及ぼす影響や蔓延の状況などの科学的知見を踏まえ、また、事業者の経営に及ぼす影響も見極めながら、頂いた御意見を参考にして事業者における感染対策を検討してまいります。

また、3点目の無症状感染、エアロゾルによる空間拡散に関する事業者への周知につきましては、本年1月からノ

ロウウイルスによる食中毒及び感染症が多発したことから、注意報や警報を発令し、不顕性感染の危険性について周知・啓発を行ったほか、11月開催の食品安全フォーラムではノロウイルスをテーマとし、事業者をはじめ県民に対して予防方法について啓発を行ったところでございます。

また、一斉取締り等の施設立入り時において、リーフレット等を用いて飲食店や食品販売店等に対し、普及啓発を行っております。

藤井委員長 ただいま、当局から説明を受けましたが、これについてご意見等ありませんか。——ないようでありますので、これをもって陳情の審査を終わります。

3 閉会中継続審査事件の申出について

藤井委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることに決定いたしました。

4 厚生環境行政当面の諸課題について

針山委員

- ・令和6年能登半島地震災害義援金について
- ・野生鳥獣対策について

亀山委員

- ・冬季における立山博物館への誘客について
- ・熊対策について

菅沢委員

- ・介護保険について

横田委員

- ・「フリースクール等の運営実態調査」結果について

藤井委員

- ・富山マラソン2025について
- ・医療的ケア児の災害時対応について

藤井委員長 所管行政一般についての質問に入ります。質問はありませんか。

針山委員 私からは、まず能登半島地震の災害義援金についてお尋ねをしたいと思います。

11月に義援金の配分委員会が開催されて、義援金の受付が令和9年3月末まで延長されたということでございます。本県もこれまでに配分委員会で3回にわたり配分を頂いているわけでございます。

一方で、石川県では5回の配分が実施されているわけございまして、もちろん義援金の金額とか件数とか、いろいろなところで差はあるんだろうと思っておりますけれども、これまで本県としてこの配分時期や配分の金額について、どのような基準で実施してきたのか。また、今後の配分のスケジュールや、配分の金額の規模などをどのように考えているのか、橋本厚生企画課長にお尋ねいたします。

橋本厚生企画課長 県では、日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会、日本放送協会富山放送局の御協力の下、災害義援金の受付を行っており、11月末時点でお寄せいただいた義援金は26億5,732万円余りとなっております。

義援金の配分に当たりましては、関係団体や被災市町村で構成します配分委員会におきまして、配分時期、スケジュールや配分基準等を決定しており、これまでに市町村へ24億7,345万円を配分してきたところでございます。

配分時期につきましては、配分対象者数や義援金の入金状況をその都度確認しながら設定しております。特に当初

は、市町村が罹災証明書の交付状況に応じて速やかに支給できるように概算で配分を行うなど、できるだけ早く被災者へ義援金をお届けするよう努めてきたところでございます。

また、配分金額につきましては、他県における過去の災害での配分基準等も参考にしながら、被害の程度に応じて決定しております。

今後の配分計画を検討するに当たりましては、義援金額から既に配分した額を除いた残額や入金状況を踏まえて、これまでの配分基準、これまでは3回にわたり支給単価を増額し、1回当たりの配分額の平均は8.2億円となっておりますが、こうしたことを参考としつつ一定程度の金額を配分できる見通しが立てば、適切な時期に配分委員会において配分の計画を提案してまいりたいと考えております。

針山委員 大変温かいといえますか、大きな支援のお金が集まっているということでございます。ありがたいわけでございます。

一方で、被災地や被災者の方にとっては、やっぱりこういった義援金が生活やなりわいの再建に大きな支援となっているのも事実なわけでございます。

配分のペースであったり、今後の配分の基準ということはある程度理解したつもりでありますけれども、これまで配分対象になっておられる方のうち、どのくらいの方々が配分をしっかりと受けておられるのか。ある方にお聞きすると、「配分は1回だけだと思っていて、2回、3回もあったんだね」という方がおられて、ぜひ対象になっておられたら申請してくださいと私もお伝えしたところですが、配分漏れのないように、県としてどのように周知や取組をしているのかお尋ねいたします。

橋本厚生企画課長 お寄せいただきました義援金は、市町村を通じて被災世帯に送金しており、これまでに人的被害に

遭われた24名の方、そして住家被害に遭われました2万2,386世帯に配分してきたところでございます。

配分金額につきましては、先ほどお答えしましたとおり、これまでに市町村へ24億7,345万円を配分し、市町村から対象世帯に順次支給されております。

義援金の配分手続につきましては、これまで3回にわたり支給単価を増額し、追加配分を行ってまいりましたが、市町村に確認しましたところ、追加配分の際には改めての申請手続は不要とし、当初申請時に届出のあった口座に振り込む方法で対応していると聞いております。

また、制度の周知につきましては、各市町村が広報紙やホームページなどを通じて情報提供を行うとともに、未申請の世帯に対しては、継続して個別案内を実施しているところでございます。

さらに、被災者の見守り、相談支援の取組の中で、未申請の方への申請支援が行われた事例も聞いており、各市町村において被災者の方々に確実に義援金が届くよう取り組んでいただいているところでございます。

県としましても、配分手続など市町村からの相談、問合せに対しましては、随時対応してきております。引き続き市町村と連携しながら、円滑な義援金の配分に努めてまいります。

針山委員 あえて義援金を受け取らないという方もおられると思いますけれども、今の御答弁の中で、どれぐらいの割合の方が受け取っておられないか分かりますか。

橋本厚生企画課長 義援金は人的被害の状況や罹災証明書の交付により、被害の程度が確認された住家被害の件数に応じて支給されるもので、申請に基づき配分する仕組みとなっております。

発災より約2年が経過しておりまして、これまで被害に

遭われました方のうち、ほとんどの世帯が義援金の申請を行い、配分を受けておられると考えております。

具体的な数字は持ち合わせておりませんが、罹災証明書の交付を受けた方の中には義援金を辞退されたり、委員がおっしゃったように、より大きな被害に遭われた方に使ってくださいと辞退される例もあると聞いております。また、二世帯住宅で生計を一にしている場合は、1つの世帯として義援金が支給されている方もおられますが、こうした方々を除きますと、罹災証明書の交付を受けた方々のうち、ほとんどの方が義援金の交付を受けておられるものと考えております。

しかしながら、何らかの御都合により今なお申請されていない場合も考えられますことから、引き続き個別案内の実施や相談支援の取組の中で、そうした対応により被災者の方々に確実に義援金が届くように、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

針山委員 細かいところまでは調べないということだと思えますけれども、質問の趣旨としましては、義援金を受けた方に確実に届くように、また周知、取組をしていただきたいということでございます。ありがとうございました。

続きまして、野生鳥獣対策についてお伺いをいたします。

今議会でもいろいろと熊の出没に対して、また被害の防止対策について質問がありました。

私も先日、友人から狩猟免許を取って一緒に駆除をしないかと誘われまして、そういう方法もあるなと考えておりましたけれども、実際に狩猟免許というのはどのようなものかと思って県のホームページを見ました。年に3回試験が県民会館であるということも含めて大体分かったところですが、実際にこの試験はどれぐらいの難易度で、どれぐらいの方が志願しておられて、合格率はどれぐ

らいなのかということが実は全然分からないわけでございます。

ほかの県の状況を見ておりますと、細かく志願者が出ているところであったり、合格者、合格率が出ているところもあったり、合格番号の発表があったりと、いろいろと開示しているところもあるんですけども、富山県の場合、合格発表については試験日のおおむね10日後に受験者全員に書面通知により行いますということのみでありまして、試験結果の詳細が分からないわけでございます。

他県では試験結果の開示もあるんですけども、本県ではされていない理由について、また、試験の状況について朝山自然保護課長にお尋ねをいたします。

朝山自然保護課長 狩猟免許試験につきましては、鳥獣保護管理法施行規則に基づき、県が例年6月、8月、翌年2月の年3回実施しており、取得できる免許の種類は4種類ございまして、網猟、わな猟、装薬銃及び空気銃を使用できる第一種銃猟、空気銃のみ使用できる第二種銃猟がございまして。

令和2年度から令和6年度の免許種類別の年平均志願者数と合格率は、まず網猟が17名、86.0%、わな猟が91名、88%、第一種銃猟が88名、48%、第二種銃猟が42名、93.3%であり、第一種銃猟免許の合格率が比較的低い状況でございます。

委員御指摘の試験結果の公表につきましてですけれども、本県ではこれまで受験者全員に通知文の郵送を通じて個人の結果を個別にお知らせする方法を取っております。現在の公表方法につきまして、特段の要望も寄せられていないことございまして、ホームページでの公表は現在、行っていないところでございます。

一方、例えば千葉県や沖縄県などの他県では、合格者数

や合格率など試験実施状況に関する詳細な情報を公表している事例も見受けられるところでございます。こうしたホームページを活用した合格者数等の公表は、試験の難易度を推し量る目安としてだけではなくて、狩猟免許取得を志すきっかけづくりや意欲の向上など、受験者や関係者にとって有益であると考えられるため、今後、本県でも他県の事例を参考にしながら、公表の仕方について検討してまいりたいと考えております。

針山委員 第一種の狩猟免許については、合格率がそんなに高くないということでありましたけれども、何となくしつかりと勉強と対策をすれば受かるような気がしてきましたので、また友人と相談してみたいと思います。

もう一点、試験会場ですけれども、他県では二、三会場設けているところもあると思っています。富山県の場合は県民会館1か所だけということで、できればまた複数箇所での開催も検討いただければ、狩猟免許に興味を持っていただけの方、チャレンジしていただける方も増えるんじゃないかなと思っています。

ツキノワグマの大量出没やニホンザルの生息域の拡大に伴い、生活環境被害が増加しており、人間と野生鳥獣とのすみ分けはだんだん難しい状況になっていると思っています。先ほど、狩猟免許の話もしましたけれども、そういった取組以外にも野生鳥獣と生息環境を管理していくことが必要ではないかなと思っていますけれども、今後何か取組について考えていることがあれば朝山支援保護課長にお尋ねをいたします。

朝山自然保護課長 県では、第13次富山県鳥獣保護管理計画において、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的に展開することにより鳥獣の保護及び管理の推進を図ってきたところでございます。

生息環境の具体的なところを申し上げますと、多様な鳥獣の生息環境を保全し、野生鳥獣の保護を図ることを目的に、狩猟を禁止する鳥獣保護区を指定するとともに、鳥獣保護区内で特に必要があると認める区域につきましては、鳥獣保護区特別保護地区と指定し、生息環境の保全に努めてきたところでございます。

そして近年、課題となってきましたのが被害防除対策でございます。高齢化や人口減少の進行に伴い、対策に当たる人員の確保や集落ぐるみでの対応が難しくなっている現状がございます。特に中山間地域では、その傾向が顕著でございますが、委員からもお話がございましたとおり、今年9月から急増したツキノワグマの大量出没や近年増加しておりますニホンザルによる生活環境被害など、従来の対策ではなかなか難しくなっている状況が見られるところでございます。

このような状況を踏まえまして、熊やニホンザルなど人との軋轢が深刻化している鳥獣については、まずその生息数を適正な水準まで減少させるため、捕獲の強化が必要であると考えております。

一方で、例えば熊の生息環境の管理につきましては、奥山での針広混交林の育成、熊の移動経路と想定される河岸段丘などの里山での下草刈りや里山と集落の境界への電気柵の設置などを進めることが有効であると考えております。

引き続き野生鳥獣と人間が共存できる環境を目指し、鳥獣被害防止に取り組んでまいりたいと考えております。

針山委員 大変難しい問題だと思いますけれども、ぜひ県民の安全のために取り組んでいただきたいわけでございます。

熊の出没に関しては、富山県の「クマっぷ」という熊出没情報に関するシステムがありまして、私も先日からずっと「クマっぷ」を見て、どこに熊が出ているのかを見てお

りました。そうしたら、「クマっぷ」を紹介している県のホームページの関連リンク先に、新潟県と石川県と岐阜県の熊の出没情報のシステムも紹介されており、それらも一緒に見ておりました。

比較してみると、富山県の「クマっぷ」の情報が何となく少ない。情報の見せ方があまりよくないのかなど。ほかの新潟県、石川県、岐阜県はもう少し丁寧に細かく表示されているような気がしております。

今議会でも、先ほど御紹介もありましたが、補正予算で熊の出没情報のシステム整備ということで提案をされておられます。今後この「クマっぷ」について、どのようなリニューアルの方針を持っておられるのか、朝山自然保護課長にお尋ねをいたします。

朝山自然保護課長 県のホームページは、ツキノワグマの出没情報を地図として提供する「クマっぷ」を平成25年度から運用しているところでございます。

主な機能としましては、市町村から提供される熊の目撃情報や痕跡場所など、地図上に表示して、過去の年度の出没状況も含めて可視化することで、多くの方に広く注意喚起を行うとともに、熊が多く出没している地域などの傾向を過去の年度分から把握することで、出没状況を把握しやすくなるというイメージの下で運用しているところでございます。

一方で、県が運用する「クマっぷ」については、発生から情報提供までのタイムラグが課題であったところでございます。市町村からファクス等で情報が寄せられたものを自然保護課の職員が入力しているところもございますので、そのタイムラグが課題だということで、迅速性の観点から市町村職員が現場でスマートフォン等を用いて、直接入力して、地図に反映できる仕組みをとということで、今回の

追加提案で改修したいと思っております。

一方で、委員御指摘のとおり、我々が今運用している「クマっぷ」について、例えば新潟のものと比較しますと、市町村別の熊の出没件数が分かったり、人身被害の数が分かたりとか、熊本体なのか、熊の痕跡なのかというのを詳細に提供しているというところがございます。

我々も単に機能だけではなくて、使い方、見やすさにつきましては、新潟県なり石川県の情報の見せ方も参考にしながら、見やすく、分かりやすく、かつそれをもって皆さんが注意、警戒いただけるようなものにしたいと思っております。

針山委員 せっかくのシステムですので、県民の皆さんの被害防止の向上になるような取組、システムになることを期待しております。

亀山委員 私から2問質問させていただきます。

まずは、冬季における立山博物館への誘客についてであります。令和5年度から始まった立山博物館を中枢とした文化観光拠点計画の取組が3年目を迎え、日本三霊山や富山県美術館、水墨美術館、立山博物館、高志の国文学館、四館連携など広範囲に取り組んでおられるように見えます。

一方で、立山博物館については、冬季の間、入込み客が激減することが想定されますが、富山広域連携中枢都市圏にある様々な施設、例えば、国立立山青少年自然の家などへの訪問客を呼び込むなど、誘客に向けてどのように取り組むのか。

また、立山山麓スキー場など、冬季ならではの訪問客を立山博物館へ呼び込んでいくべきと考えますが、どのように取り組んでいるのか、杉原文化政策課長にお伺いいたします。

杉原文化政策課長 立山博物館は、積雪が多い立地にござい

ますことから、まんだら遊苑を含めた5つの施設を12月から3月まで閉館といたしております。委員御指摘のとおり、冬季の来館者数はその他の季節と比べますと、大幅に少ない状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、立山博物館では展示館や遙望館など冬季も開館している施設への誘客を図るため、今ほど委員からも御提案をいただきました富山広域連携中枢都市圏内の博物館、美術館など文化施設をはじめ、立山山麓スキー場周辺の宿泊施設、キャンプ場、国立立山青少年自然の家などに立山博物館のPRチラシ等の広報資材を提供して、配架をいただいているところでございます。

さらに、立山博物館の展示館におきましては、期間限定の冬季展を開催しているところでございまして、昨年度は蛇年にちなみまして、冬のミニ公開展として、「立山曼荼羅に描かれたヘビ！？」を開催いたしました。

今年度は、本県出身の映画監督、坂本欣弘氏によります布橋灌頂会をモチーフとした映画「無明の橋」の公開を記念いたしまして、布橋灌頂会のパネル展を開催するなど、工夫を凝らした誘客に努めているところでございまして、今後ともこうした冬季の来館者の増加に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

県では、立山博物館を中核とした文化観光拠点計画に基づく事業を計画的に実施しているほか、富山県美術館との四館連携推進事業などに積極的に取り組んでおるところでございまして、同館の魅力発信の強化ですとか、富山広域連携中枢都市圏の関係施設との連携の強化を図りまして、より多くの方々に冬季をはじめ、年間を通じて立山博物館を訪れていただけるよう努めてまいります。

亀山委員 映画は今月19日から上映されるそうで、私はもう見させていただきました。芯がちょっとずれているような

気もしましたけれども、また足を運んでいただければと思っております。

それと、立山博物館はどうか分かりませんが、立山カルデラ砂防博物館は冬季の間、午後4時に閉館します。スキーをナイターで利用される方が、事前に博物館に立ち寄ってから向かうケースや、逆に午後3時頃まで滑った後に立ち寄るケースを想定すると、閉館時間を午後4時とするのは早すぎるのではないかと。鶏と卵ではないですけれども、来館者が少ないために午後4時に閉館するという考え方なのか、その辺りどうでしょうか。

杉原文化政策課長 立山博物館では、閉園時間が午後5時でございまして、最終の入園時間が4時半となっております。立山カルデラ砂防博物館より1時間ほど早いかもしれませんが、そういう状況で運営してきております。委員がおっしゃられたように、スキー場のナイターに合わせますと、かなり遅い時間までやっている必要がございますので、経費等も含めますと慎重に検討する必要があるかと考えております。

亀山委員 それでは、2問目に参ります。

2025年の世相を表す漢字に「熊」が「米」を押さえて1位になりました。今年はブナやドングリなど熊の主要な秋の餌が凶作、不作となり、全国的にも山裾や集落周辺だけでなく、平野部でも熊の出没が相次ぎました。熊による死者数も過去最多数を大幅に更新するなど大きな社会問題となり、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となったところでもあります。

9月1日に改正鳥獣保護管理法が施行され、9月定例会で農林水産部長に、熊の餌になる木の実などを増やせないかと質問したところでもあります。

立山町でもおとついに、麻酔銃による緊急銃猟を実施し、

眠った後に捕獲したと新聞報道がありました。熊が家の前を通っているか後ろを通っているか、そういう状態なものですから、県民は緊急銃猟、駆除という言葉に敏感になっていて、苦情や問合せが多く寄せられると役場の職員が言っております。

本県においても特に熊の出没が9月下旬以降急増し、出没件数が過去2番目に多く、10年間で最多、捕獲数も過去最多という異例の状態と報告を受けています。

国ではこうした深刻な状況を踏まえ、先般、クマ被害対策パッケージを取りまとめ、実行性の高い対策を着実かつ段階的に進め、個体数管理の削減管理の徹底を図ることを打ち出しました。そのパッケージの中には、北海道の一部地域で実施されている春期の熊の捕獲による個体数管理が有効な手段であるとして、推進する方針が示されています。

本県においても、11月補正予算において、クマ緊急対策事業が計上されており、春期における個体数管理捕獲、いわゆる春熊捕獲を初めて実施するとしています。

そこでですけれども、この春熊捕獲について、その目的や具体的な内容、期待される効果について、朝山自然保護課長にお伺いいたします。

朝山自然保護課長 今年、県内での熊の出没が9月下旬から急増し、委員からもお話がございましたとおり、過去10年間で最多、捕獲数も過去最多、人身被害は5件、6名となり、県民の生命、暮らしを脅かす憂慮すべき状況となっております。

また、全国での熊によります深刻な被害を受け、国で先般取りまとめられたクマ被害対策パッケージでは、北海道の一部地域で実施している春期の熊捕獲を個体数管理の有効な手段として推進することが挙げられました。

これを踏まえまして、本県としても熊の出没リスクを下

げるため、11月補正予算の追加提案におきまして、春期における個体数管理捕獲、いわゆる春熊捕獲を初めて実施する経費を計上させていただいたものでございます。

具体的には、指定管理鳥獣の捕獲を行っております県の捕獲専門チームによる捕獲で、実施時期は樹木に葉がなく、見通しが利いて、雪が残る3月末から4月半ばまでの約1か月間を想定しております。残雪の状況にもよるかと思いますが、雪の背景の中で黒い熊という状況でないと熊を捜すことができないので、そうした雪が残る時期での実施でございませう。

捕獲方法のイメージですけれども、谷越しに反対の残雪の白い山の斜面にいる熊を見つけて、ライフルで狙撃するもので、高度な経験と狙撃技術が求められます。

したがいまして、実施できる捕獲専門チームは限定されますけれども、意欲と技術のある若手ハンターも参加していただいて、熊銃猟の実務経験を積んでもらいたいと考えております。そうしたことで、捕獲の担い手育成にもつなげていきたいということでございませう。

引き続き関係機関と連携を密にし、人身被害防止を最優先とする観点から、熊の個体数管理の捕獲強化に取り組んでまいりたいと考えております。

亀山委員 人身被害防止を最優先にすると。それが前提だと思ひませうけれども、白い山裾で熊がいたら狙撃するといふわけではなくて、被害がある可能性があれば捕獲するといふことですよな。

それと、捕獲はあらかじめ設定された予定数に達するまでといふ意味ではないですよな。この点についても確認させていただきたい。

それと、今、針山委員から「クマっぷ」の話が出ました。私も気になるもんですからよく見ていました。ただ、県の

職員が打ち込むからかどうかわかりませんが、情報がうじゃうじゃに出てくるんですよ。例えば半月たったら消えていくとかそういうことにしないと、見づらいところがあります。この点も何か考えていただければと思います。これは質問ではありません。要望です。よろしくお願いいたします。

菅沢委員 今日、介護保険の問題について取り上げさせていただきたいと思っております。

介護保険制度は2000年4月に開始され、現在で25年が経過いたしました。この間、私も県議会の厚生環境委員会や本会議などで本制度をたびたび取り上げてきた経緯があります。制度開始から25年が経過した現在、介護保険制度は大きな期待の中で介護の社会化に対応する立派な制度として評価されていると思っております。

しかし、25年の経過の中で、様々な問題が発生してきているようにも思います。今日はこの介護保険をさらに持続させて、どうより立派な制度にしていくかという観点から私の意見も申し上げながら議論させていただきたいと思っております。まず、2枚資料配付について委員長に御了解いただきたいと思います。

藤井委員長 許可いたします。

菅沢委員 勝山課長にまずお尋ねするわけですが、私が配付をさせていただきました資料、これはあなたの課から頂いたものです。実は先ほど介護の提供体制のことを申し上げましたが、この間、県指定の介護サービス事業所の休止、廃止がかなり進んでおります。

その中でも訪問介護事業所の休止、廃止が気になりますし、県指定の短期入所生活介護事業所、いわゆるショートステイの事業所の休止、廃止も大変気になります。

そこで、まず令和7年度11月、もう12月になっておりま

すけれども、今年度の状況や過去の状況も含めて、まず今申し上げましたような介護の提供体制の問題についてお尋ねします。

勝山高齢福祉課長 今ほど御指摘を受けました部分につきまして、まず県が指定しております介護サービスのうち、訪問介護事業所の休廃止の件数につきまして、今年度11月末現在で6件、昨年度、令和6年度は年間で8件、令和5年度は年間で7件、令和4年度は年間7件ということで、年度の3分の2を経過した時点としては例年より少し休廃止が多い状況になっております。

また、ショートステイ、短期入所生活介護事業所でございますが、こちらの休廃止の件数は、今年度11月末現在で2件、過去3年間は年間で3件でございますので、こちらは休廃止の件数だけ見ると、例年と同じぐらいの程度と現在把握をしております。

菅沢委員 この資料の1は、県指定の介護サービス事業所の休廃止のトータルだと思えますが、訪問介護とショートステイ以外にもあるんですか。

勝山高齢福祉課長 当然、それ以外のサービスもございます。

菅沢委員 どういうところがあるのか聞いているんです。

勝山高齢福祉課長 細かい内訳の資料は今持ち合わせておりませんので、またお届けするような形でお願いいたします。

菅沢委員 いや、細かいと言っても、あと2件ほどですし、ほかの事業体で休廃止があるのか分からないの。

勝山高齢福祉課長 今手元に資料を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

菅沢委員 地域で誰でも最後まで暮らせる環境を整備する上で、訪問介護の充実は欠かせないわけですね。担い手の献身的な努力によって地域の老いを支えるサービスが何とか維持されていくということ。これは非常に介護保険事業の

中で要の一つじゃないかと私は思っているわけですが、令和7年度11月の時点で休廃止の件数が6件ですね。

勝山高齢福祉課長 はい。

菅沢委員 6件で、このままだと前年度を上回りそうだとおっしゃることでございます。こうした事業所の休廃止、ショートステイも含めてほかにもあるようではありますが、その背景、や理由をどう把握していらっしゃいますか。

勝山高齢福祉課長 高齢福祉課としては、各介護事業所施設の皆さんからお話を直接伺う機会もございまして、その中ではやはり休廃止の件数自体はそんなに大きく極端に増えたということではないんですが、ただ皆さん言われるのは、経営状況は大変厳しいということと、その原因としてやはり一番大きいのは人員が足りないという状況があって、それが経営に大きな影響を及ぼしているというお話は伺っております。

菅沢委員 私はある施設のいろいろな事情を聞いたりしておりますが、令和6年の介護保険収入は、前年比より13.5%減収しており、その原因はヘルパーの不足と、そのヘルパー自身の高齢化により、ケアマネジャーから新規利用者への派遣依頼があってもその事業所ではもう半分ぐらいしか受けられない。ヘルパーの高齢化の中で、単価が高くても身体介護を避けたいみたいな経営者のお話もあったりして、私はなるほど、深刻な実態だなと思ったりしたわけでありませう。

さらに、令和6年4月に実施された訪問介護の基本報酬の引き下げは、事業運営に大きな影響を与えています。政府の引き下げ実施後の調査においても、訪問介護事業所の約6割が減収になっているという結果が示されています。こうした介護報酬の引き下げの問題に加え、現場における深刻な人員不足の状況を鑑みるに、訪問介護事業は極めて

厳しい経営環境に直面していることが再認識されます。こうした介護報酬の引下げの問題や今の課長のお話のような人員不足等が深刻な状況にあるんだなということを改めて感じております。

全国知事会も今年の5月、臨時の介護報酬の改定等の措置を政府に対して強く要望しているような経過もありますが、訪問介護事業所については介護報酬の引下げが大きく経営に影響しているんじゃないでしょうか。

勝山高齢福祉課長 介護報酬につきましては、令和6年度に改定がございまして、介護報酬全体の中では引上げされておりましたが、訪問介護については過去の収支状況を判断して、国で引下げされたということになっております。

ただ、国の調査は抽出調査で行われたものです。我々が思っているのは、都会では非常に高収益を上げることができるとはありますが、この地方の訪問介護というのは都会と違ってまとまったところに集積するわけじゃなくて、中山間地域とか、散居村とか、そういったところで広い範囲をカバーするためなかなか収益が上がらないと。

そういう中で、報酬を下げられたというのは非常に大きな影響が出て、その後の物価高騰もあり、大きな問題になってきたのではないかと我々も考えております。

菅沢委員 今のお話も含めて、現実には介護報酬の引下げで処遇改善加算があっても賃金改善が他の産業に追いつかない。現場では人手不足に拍車がかかっているという状況じゃないかと思えます。ニーズがあっても利用を断らざるを得ないみたいな話も聞いて、大変私はショックも受けておるわけでありまして。

都市部においては、サービス付き高齢者向け住宅などの集合型施設が増加傾向にあり、これに伴い、施設内での訪

問 介護の提供による収益性が高くなっている事業所がありますが、地方圏の周辺部を含めた実態について、ぜひ今後ともますます注目をいただいて、いろいろ支援をいただきたいと、このように思っております。

次の質問に入ります。

氷見市で、令和5年度と令和6年度に、特別養護老人ホームが経営するショートステイが縮小するといった事態が進んでいます。ショートステイは、在宅高齢者のサポートにとどまらず、日々介護に当たる家族の休息時間の確保といった意味合いも含めて、非常に大事なサービスであります。

ところが、施設と話していると、利用するにはかなり待ってもらわないといけないといった話があったりして、それではショートステイの役割が果たせていないんじゃないかと思うわけです。

令和7年度に入って休廃止は2件というお話でございましたが、これは廃止ですか、休止ですか。

勝山高齢福祉課長 こちらは、廃止1件、休止1件でございます。

菅沢委員 その施設には、例えばどういうベッドが幾つあったんでしょうか。

勝山高齢福祉課長 各施設の実際の定員については、今資料を持ち合わせておりません。すみません。

菅沢委員 定員については、県が把握しているはずですよ。ですから、氷見市の令和5年、令和6年の特別養護老人ホームにおけるショートステイの縮小についても、氷見市当局よりもあなた方のほうが把握しているはずですよ。そういうふうにしっかり把握をした上で、今日のような場でも報告をしていただかないと論議がかみ合わないと思うので。

勝山高齢福祉課長 個別の定員などのデータはまたお届けさせていただきます。

菅沢委員 課長、ショートステイ事業からの撤退ですね。これにはやっぱり人手不足が背景にあるんです。特別養護老人ホームは、例えば50床とか80床の経営をしていらっしゃるんですが、その本体をしっかりと守っていかなければなりません。人材不足の中で、ショートステイに回す人材が不足するわけです。そういう中で、特別養護老人ホームのショートステイの撤退は深刻な人材不足が要因になっているということで間違いないでしょうか。

勝山高齢福祉課長 今、委員から御指摘受けましたとおり、ショートステイについては、例えばその特別養護老人ホームへの入所を考えられる方についても、お試しで利用されたり、先ほども御紹介ありましたが、自宅で介護しておられる家族の方の負担を減らす意味でも非常に重要な役割を果たしております。

ただ、それも御指摘のとおり、特別養護老人ホーム本体の人員配置にかなり苦勞しておられます。ショートステイは日によって人の出入りが非常に多いので、その負担を減らす意味で、縮小しているというお話を伺っております。

菅沢委員 これはもう大変深刻な問題でありますので、しっかり押さええていきましょう。

次に、介護の供給体制の問題で、特別養護老人ホームの待機者の問題を取り上げたいと思います。

全国で特別養護老人ホームの待機者は増え続けており、少し古い資料ではありますが、2010年時点で52万人に上る状況がありました。そうした中で、政府は要介護1・2の方を待機の列から事実上外し、特別養護老人ホームの入居対象を要介護3以上としましたよね。これは、実質的に給付を抑制するとともに、見かけ上の待機者数を減らす。そ

うということではなかったのかと、私は指摘せざるを得ないわけではあります。

そこで、今日の時点で県下でどれくらいの待機者がいらっしゃるのか。この辺を押さえた議論をしてみたいと思っているわけではあります。

そこで、あなたからもいろいろ資料を頂いていますが、今日はお手元に氷見市の待機者の一覧表を配付をさせていただきました。

氷見市では、令和7年4月現在で特別養護老人ホームの待機者は142名。特別養護老人ホームの待機者問題については、例えば認知症や知的、精神的障害、虐待被害や同居家族の病気などで、在宅生活が困難な要介護1、2の人については、市町村の関与の下、特例入所を認めるシステムになっておりますよね。そういう意味で、やはり要介護度ゼロ、1、2、3についても注目する必要があると思っております。

皆さんに表を配付させていただいておりますが、同じものが介護保険の事業者ごとに富山市、新川、中新川、砺波の組合の分もありまして、全部トータルをすると令和7年の4月は2,289人の待機者ということになるわけではあります。

その中から要介護度3以上について数えてみたんですが、県下で872人いらっしゃる。病院に入院された方の退院後の居場所について私はよく相談を受けます。後遺症が残って家庭復帰が無理だという方々について介護認定を進めながら施設入所される例も多いわけではあります。医療機関に入院なさっている方で、待機者は県下で全部で394人いらっしゃいます。

こういう数字を申し上げながら、課長に県としての所見を伺っておきたいと思っております。

勝山高齢福祉課長 本県の特別養護老人ホームの入居待機者

につきましては、平成25年にピークに一度達しておりました、そのときに2,153名となっております。ただ、その後減少に転じておりました、近年では1,800名から2,000名の間で推移しておりました、本年4月の時点では1,537名となっております。

先ほど委員がおっしゃられた数字は、その市町村ごとにあったデータを合わせたということなのですが、我々として基本的に発表するものは、国の基本的な原則として要介護3以上ということで整理をしておるので、要介護3以上の方でお申込みされておる方が今年の4月時点で1,537名という御説明をさせていただいております。

菅沢委員 私の計算と合わないね。私の計算では、令和7年4月の要介護3から5までの方々は872人だったんですよ。あなたの報告では1,537人だから、倍近くいらっしゃるわけで、この違いはどこから出てくるの。

勝山高齢福祉課長 お持ちの資料は、県が県内の特別養護老人ホームの入所待機者名簿を一度すべて集め、重複などを整理した上で、何人いらっしゃるかを調査し、その結果を保険者ごとに分けてデータ化し、各市町村にお返ししているものだと思います。ただ、数字を単純に足しても合わないという点については、こちらも確認してみないと、正直よく分からないところがあります。

菅沢委員 分からなくても結構で、あなたは令和7年の4月の段階で、全県で要介護度3以上の特別養護老人ホームの待機者は1,537名とおっしゃいましたので、これを押さえておきましょう。

平成25年の数字との比較でお話ございましたが、1,500名近くの待機者がいらっしゃるということは、私は重大な事実だと思います。若干、数字が低減しているというお話もございましたが、決して安心できない。

1,500名の方々がいわゆる待機者として存在するという事実をしっかりと押さえた上で、どうされるのか。現実にごの方々から、よく相談を受けているわけです。ケアマネジャーに相談してもなかなか行き先が決まらないうと。半年も待っている。1年も待っている。そういう人もいらっしゃいます。その間、家庭の介護にいろいろな支障が出てきて、悲鳴を上げていらっしゃる。入所を希望しておられる本人ももっと安心して生活がしたいという気持ちも強いでしょうね。地域にはこうした大変深刻な現状があるわけです。だからこそ、あなた方はその思いをしっかりと受け止めて、きちんと果たしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

勝山高齢福祉課長 御指摘のとおり、待機者の方がまだ1,500名以上いらっしゃるというのは、大変大きな問題であると我々も認識しております。また、ご家族も大変苦しい思いをしておられるというのも重々感じております。

その一方で、介護保険の利用者は高齢化とともに非常に増えておまして、その中で介護保険財政もかなり厳しくなってきたこともございます。

そういった中で、実際の利用者の方々、高齢者の皆さんにアンケート調査もしているんですが、多くの方々ができれば在宅で住み慣れた地域で介護を受けたいという希望を持っておられることを我々も認識しております。特別養護老人ホームというと、少し離れたところに入所しなくてはいけなくなったりするんですが、それに代わる在宅サービスの拡充についても総合的に対策していかななくてはならないと感じております。

菅沢委員 確かにいろいろな希望をお持ちの方はいらっしゃいますけれども、要介護度3以上の方々について、制度上も優先的に施設入所が可能なわけでありまして、私も特別養

護老人ホームの入所算定委員会のメンバーにもいろいろ意見を聞いたり、お話を聞いたりする機会がありますけれども、本当に苦しんで悩んでいらっしゃいます。希望に応えられないもので。

私は、いわゆる介護の供給基盤の問題が発生しているというお話から、訪問介護、ショートステイのことも申し上げたんですが、まさにこの特別養護老人ホームの待機者問題もしっかりとそういう観点で見ておかなければならんだろうとっております。

最後の質問に移っていきます。

先ほどからこの介護の提供体制の問題の中に、人材不足が大きな要因として浮上しているというお話がありましたよね。そこで、この人材不足の現状と対策について最後に質問をしていきたいとっております。

まず介護職員の人数とか、いわゆる処遇待遇について、どんな現状でどこに問題があるのか。例えば介護職、その中にはホームヘルパーやケアマネジャーも入るわけですが、給与水準とか、民間との比較でもいろいろあるようであります。民間との格差が年々開いてきているという国の調査報告を読んだこともあるわけであります。

ヘルパーについて言うと、さらに高齢化ですね。平均年齢が60歳近くになっているんじゃないでしょうか。80歳の現役のヘルパーさんもいらっしゃるということで、自分よりも若い方を介護していらっしゃる話も聞いたりするわけです。ケアマネジャーについても人材不足であると。介護保険の要の仕事ですから、そこにしわ寄せがくるということは大変な事態だと思っておりますけれども、まず介護職員の方々の人員とか待遇含めてどんな見解をお持ちですか。

勝山高齢福祉課長 介護人材の充足状況につきましては、介護職員数の直近の統計数値である令和5年度と比較します

と、需要見込み 2 万 500 人であるのに対しまして、職員数が 1 万 8,900 人とどまっており、また、介護職種の有効求人倍率は 4 倍程度と高い水準が続いております。

一方、今ほど御指摘ありました介護職員の賃上げの実績につきましましては、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、令和 5 年から令和 6 年にかけて月額で 7,400 円の賃上げが行われておりますが、全産業平均では月額 1 万 2,900 円の賃上げ実績であり、その差がさらに広がっているのが現状でございます。

こうした状況を踏まえまして、県ではこれまで多様な人材確保の取組を実施するとともに、処遇改善加算取得促進のための個別相談窓口の開設や取得方法等の説明会を開催するとともに、国に対しては介護従事者の処遇改善の働きかけを行ってきております。

また、今回の 11 月補正予算でも国の経済対策に基づきまして生産性を向上し、さらなる業務効率化や職場環境改善を図る事業所に対して、介護職員の賃上げに充当できる補助金を計上させていただいております。

県としましては、国の経済対策の趣旨が実現されるように介護サービス事業所で働く方々の処遇改善の速やかな支援に取り組んでいきたいと考えております。

菅 沢 委 員 まず介護職員の不足の問題ですけれども、今のお話では令和 5 年度の介護職員数は 1 万 8,957 名で、需要数は 2 万 523 人で、不足人員は 1,566 人であると。令和 8 年度は介護職員の需要数は 2 万 2,500 人ということで、令和 5 年度よりもさらに 1,977 人増えて、不足は 3,543 人。だいたい先になります。2040 年には、県の予測では 5,000 人不足するという数字が出ていたように思いますが、間違いはないですか。

勝 山 高 齢 福 祉 課 長 手元に資料がないんですが、2040 年の

5,000人という数字以外はそれで正しいかと思えます。

菅 沢 委 員 来年度で3,543人も人材が不足するという深刻な状況を踏まえると、経営の悪化や、事業提供体制の休廃止が増えるような事態にならないか危惧されます。

あと、ホームヘルパーとかケアマネジャー個々については時間の関係で省略しますが、人員不足の最大の要因としては、やっぱり賃金の問題があるように思います。間違いなく劣悪な労働条件ということがあって、今のお話でも賃金改善が7,400円。民間が1万2,900円の改善ですから、桁が違うわけですよ。

皆さんからお示しいただいている全職種月額35万9,600円から比較しても福祉施設の介護職員は、月額27万円ちょっとで8万円を超える差額がありますし、ホームヘルパーも月額28万円ちょっとで7万4,000円近くの開き、ケアマネジャーも30万円ちょっとで5万8,000円近くの開きがあります。国の調査ではこの開きが令和5年は6万円ちょっと、令和6年は8万円ちょっとですから、差が拡大しているということです。これは、重大な事実であります。

そこで、課長もお話のいわゆる介護報酬加算などで処遇加算をしていくという支援策がずっと取られてきているわけですが、残念ながら、令和6年4月の介護報酬の改定では、介護職の処遇改善は極めて不十分でありましたし、訪問介護等は非常に大きなダウンだったという事実もあるわけであります。

そこで、介護職員等の処遇改善の加算について、今までずっと制度的に支援策が取られてきたんですが、あなた方から頂いた資料では、令和7年度で取得事業所数と対象事業所数の割合が87%というお話でした。この率は、高いんでしょうか。問題はないんでしょうか。

勝 山 高 齢 福 祉 課 長 県といたしましては、全ての事業所にこ

の加算を取っていただけるように相談窓口、あるいは説明会を開催しておりますので、希望としては全事業所で加算を取得していただきたいと考えております。

菅 沢 委 員 なかなかそうになっていない。どこに問題があるんでしょうかね。もっと支援策を取っていただく。また、制度の運用については、手続が煩雑であるとか、様々言われたりするわけではありますが、いかがですか。

勝 山 高 齢 福 祉 課 長 御指摘のとおり、小規模な事業所になりますと、そういった事務を担当する方が個別にいらっしゃるわけではなくて、なかなかそこに手が回らないというお話も伺っておりますので、我々としても個別になるべく丁寧に対応していきたいと考えております。

菅 沢 委 員 それは本当にしっかりともっと支援策を取ったらどうかと思うんですよね。せっかくの制度を利用できない。現在、介護職員の数が1万8,000人近くになっているわけですが、そのうち利用できない方々が相当いらっしゃる。やっぱりもっとしっかりやる必要があるんじゃないかと思っております。

そこで、最後の質問に入っていきますが、こうした中で令和7年の11月補正では、介護人材の賃上げ、職場環境改善支援事業というのが17億円近く計上されております。

これは現在まだ参議院で上がっていませんが、国の補正予算の中にある事業を受けたものだろうと思っております。国のこの補正予算は、介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業ということで、令和8年度介護報酬改定において必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ、職場環境改善の支援を行うという趣旨で、今補正予算が計上されているんだろうと思います。

現場で話を聞きますと、今回はヘルパーとか特定の業種

だけじゃなくて介護職員全体を対象にして、1万円近くの賃上げにつながると、半年間それを保障するという支援策なんですよ。歓迎する声も非常に大きいわけですけども、1万円というのが適当な額かどうかはあるにしても、この補正がしっかりと県下の介護職員の賃上げに行き渡るように。先ほどのようになかなか処遇改善の支援策が行き渡っていない面もあるわけですから。

この補正での対応の対象になる施設の数や職員の数は、もう押さえられているんでしょうか。

勝山高齢福祉課長 対象になるのは、県内の介護事業所数2,000余りになろうかと考えております。

菅沢委員 職員は1万8,900人近くが対象になるんですか。

勝山高齢福祉課長 実際には申請をいただいている形にはなりますが、基本的には介護従事者の方1人当たり月額1万円ということで、6万円相当の補助を考えております。

菅沢委員 半年分ですね。来年の5月までですか。

勝山高齢福祉課長 国の整理では、今年の12月から来年5月までの6か月分ということです。

菅沢委員 これだから現場では歓迎する声が強いわけです。全部対象になるんですから。今までそうじゃなかった。そういう意味では、しっかり行き渡るように徹底する必要があるかと思えます。

これは県の仕事じゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

勝山高齢福祉課長 我々としてもまた努力をしてまいりたいと考えております。

菅沢委員 私の質問はこれで終わりますが、不十分な点もあったんで、もっとこれから勉強させていただきたいと思っております。

最後に、部長、さっきからいろいろ議論を聞いていただ

きました。人員不足とか経営難で支障が出ているということをごまかす。国は補正や、それに対応した県の補正予算の計上は大変評価できるようなにも思います。十分ではありませんけれども、現場に行き渡るように陣頭指揮を取っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

有賀厚生部長 今、委員から御指摘いただきました。委員以外からもいろんなところで御指摘いただいておりますが、介護現場における人材不足に関しては、処遇が厳しいということがどうしてもあるのかなと思っております。

国の改定に対しては、今回のように人件費を付ける形で、こちらとしても支援はしているんですけれども、財源の問題については、絶対に議論しなければいけないと思います。手厚いサービスが必要だということであれば、財源論はどうしても避けられない話になるかと思っております。当然、そういう議論は保険料の引上げや税負担の増にもつながりますし、そういった点も含めて、議論は不可避なんだろうと思います。

単純に、こういうところだけで「介護が必要だ」「介護の人たちの処遇を」と言いつつも、これは介護に限らず、医療も含めて全部そうだと思うんですけれども、サービスをどれだけ望むのか、その分どれだけ負担していかなければいけないのか、そういう国民的な議論が絶対に必要なんだろうと思っております。

ということで、単なる現場の問題、あるいは県の問題ということだけでなく、一般の方々も含めた形で議論ができるようにしていく必要があると思います。また今後、持続可能性を確保するために、当然、診療報酬や介護報酬のメリハリ付け、ICTの活用、外国人材をどう活用するか、そういうところも大事ではあるんですけれども、それ以上

に、根本的な負担とサービスのバランスについて、国民的、県民的な議論をしていく必要があるんだろうと思っております。

菅沢委員 大筋、別に異論はないんですが、ただ現在、第9期の介護事業が進んでいるわけです。24年度から始まって、今年は中間年ですね。来年度は新しい10期の計画づくりが始まるわけで、国でもそこに向けて、給付費の水準の問題、在り方の問題、様々な議論があるわけですが、新たな改革の検討課題とした利用料の原則2割化、または2割負担、3割負担の対象拡大、要介護1、2の居宅サービスの保険給付外し、ケアプラン作成の有料化、福祉用具のレンタルから買取りへの変更、介護保険料の徴収年齢の39歳以下の引下げなども議論の対象になっていると聞いております。

介護保険制度が2000年から始まって25年を経過した中で、ここまでかなり思い切った見直しの議論が出てくるような状況になっているということについて、私もこれは大変な事態だなと思って見ておるわけでありまして。

そうした点も含めて、先ほど部長のお話もありましたが、この常任委員会や県議会の場で、私自身ももっと勉強させていただきながら、介護保険の持続可能性を確保し、介護の社会化という基本理念がきちんと実現される制度へ改革されていくよう、私達も議論していきたいと思っております。

横田委員 私からは、今定例会の一般質問でも取り上げました未来に向けた人づくりの推進に関連し、不登校となりました児童・生徒である子供たちの居場所及び多様な学びの場の確保について、10月30日に県が公表しましたフリースクール等の運営実態調査の結果を踏まえて質問させていただきます。

初めに、全体的な話として不登校の子供たちを受け入れ

ていこうとする寛容で包摂性のある社会環境づくりについてです。

この調査が行われる前、私のもとに不登校となった親御さんから、「どこに子供を受け入れる施設があるか分からない」あるいは、「それらの施設でどのような取組が行われているか分からない」といった相談を受けまして、地元の高岡市とやり取りしたことがあります。

そして、今回の調査結果の中にもフリースクール等運営事業者の意見として、「保護者から不登校になった際にどうすればよいか分からない」といった声を聞いたとか、「多様な学びの場としてフリースクール等があることを県民に知ってほしい」とあったと報告されています。

また、同じく学校と連携上での課題があるかとの問いへの回答として、「居場所やフリースクールがなぜ必要なのかについて、まだまだ学校関係者の中に理解が乏しい」あるいは、「学校に来ていない生徒には興味のない先生が多く感じる」との声があったとのこと。

これらの実情を踏まえれば、子を持つ保護者には施設の存在や取組内容、教育関係者にはフリースクール等の存在意義や必要性、地域住民を含む一般県民には社会全体で子供を見守り育てる環境整備の必要性や意識の醸成など、それらを一くくりにして言えば、まだまだ社会的認知が不足していると言えます。

そこで、フリースクールについて県民への理解、周知をどのように図るのか、そう川こども未来課長に所見を伺います。

そう川こども未来課長 県が行いました実態調査の中で、県内20か所の運営事業者に対しまして現地ヒアリングを実施いたしましたところ、ほとんどのフリースクール等の運営事業者では、個々のホームページやSNSでの情報発信に

とどまっているとのことで、委員御指摘のとおり、フリースクール等の存在や役割が県民に十分理解されていない社会的認知の不足、こういったことが課題の一つであると認識しております。そして、県民向けの情報発信に加え、子供の居場所、こういったフリースクール等の事業者同士が連携をし、意見交換する場も必要だと考えております。

そこで、今回明らかになりましたこうした課題への対応といたしまして、フリースクール等の運営事業者同士の情報交換や保護者が悩みを共有できる機会を設けるため、こどもの居場所づくり意見交換会を今年度開催いたします。この意見交換会につきまして、実は昨日第1回目の意見交換会を射水市内で開催をしたところでございます。多くの保護者の方、運営事業者の方に参加いただきまして非常に関心の高さを感じているところです。また、あさって17日にも富山市内で開催する予定としております。

さらに、子供の居場所の存在を広く県民や保護者、教育関係者等に発信して、学校との連携を促進する目的で来年2月にこどもの居場所づくり相談会を開催する予定としております。

こうした意見交換会、相談会を通じまして、不登校など様々な困難を抱えた子供たちが安心して過ごせる居場所が県内に様々なあるということをPRいたしまして、県民への理解と周知も促してまいりたいと考えております。

横田委員 昨日射水市、そしてあさって富山市、そして来年の2月に相談会を開くと、いろいろな取組、本当に感謝いたしますし、敬意を表したいなと思っております。

県内は15市町村ありますし、不都合、悩みを抱える子供たちもたくさんいると思いますので、引き続き粘り強い取組をお願いいたします。

続きまして、具体的な体制整備についてでございます。

先ほど述べました私が相談を受けた話もそうですが、別の家庭の方から「高岡市は不登校児童・生徒を受け入れる施設が少ない」との御意見を伺ったことがあります。

今回の県の調査結果を見ますと、フリースクール等は回答事業者29施設のうち、県西部に12施設、県東部のうち富山市に14施設、残りの市町村に3施設となっており、県西部と富山市に多くあり、存在しない市町村が県内15市町村のうち、6市町村あります。

また、自治体ごとの利用者と施設は高岡市が88名の利用者に対して2施設、射水市が59名に対して4施設など、使用者に対する施設が少ないと見てとれる自治体があります。

このような中、児童・生徒が自宅からフリースクール等までに要するおおよその時間について、「30分、あるいは1時間以上かかる」と回答したのは96名でした。これに「不明」と回答した25名を含めると、今回調査のフリースクール利用者364名中121名、割合にして26.4%と、4分の1以上が通所に一定の時間を要する状況です。

このことに関連し、「通所にかかる費用は」との設問に対して、「月5,000円以上や1万円以上」との回答もあり、「費用が少ない」と回答した家庭でも両親や祖父母の送迎があるためということも想定をされます。

いずれにしても、当事者である子供たちの精神的、肉体的負担はもとより、御家族の負担軽減のためには身近に通える子供の居場所及び多様な学びの場の確保が必要です。

そこで、フリースクール等がない市町村があるなど、施設の整備及び設置状況に地域間格差がありますが、同じくそう川こども未来課長に所見を伺います。

そう川こども未来課長 委員御指摘のとおり、調査への回答があった29施設の所在地を見ますと、富山市が14施設と最も多く、次いで射水市の4施設、砺波市の3施設です。

一方、富山市を除きます県東部の市町村では、滑川市、魚津市、黒部市にそれぞれ1施設となっている状況でございます。

県では、不登校など様々な困難を抱える子供の居場所づくりを支援するために、フリースクール等の開設経費や特色ある取組に対する市町村との協調補助を行っております。また、フリースクール等の有無にかかわらず、教育支援センターや校内教育支援センターなどが多様な学びの場を提供し、支援を担っていることも承知をしております。

今後とも学校をはじめ、フリースクール等の事業者や地域が連携をしまして、子供と保護者のニーズに応じた受皿を確保するため、県としても支援してまいりたいと考えております。

横田委員 現在、開設経費や特色ある取組への支援については、基礎自治体と協調した補助により、運営していただける方がいて、県と市町村が一緒に応援していく枠組みとしております。今後は、この運営主体をどう発掘し、育成・支援していくかも課題だと考えています。

それぞれの身近に通える居場所づくりやその取組についても市町村と連携して進めていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、同じく利用しやすい環境整備について、前の問いで通所にかかる金銭負担の話も取り上げましたが、費用負担の軽減をどのように図っていくのかということは一つの大きな課題であり、その点に関して質問です。

当然ながら、小・中学校は義務教育のため、児童・生徒及び保護者に費用負担はかかりませんが、フリースクール等は費用負担が発生します。

今調査のうち、利用料の問い及び回答を見ると、入会金、初期費用については5,000円から20万円となっており、利

用料、授業料は1回300円から月額5万8,000円までと様々です。例えば月額を年換算すると、最も高い施設は年間69万6,000円の利用料がかかり、複数年の利用で100万円を超えることとなります。

一方、フリースクール等の運営者側から見ると、全体運営費のうち、入会金、利用料等の月額収入でどの程度賄えているかについては、全額賄えているとした施設は全29施設中3施設と僅かであり、今後の改善点や要望の自由記述回答には「運営が赤字なので」とか、「赤字を小さくしたい」、「国、自治体からの補助があるとうれしい」との声があり、利用及び運営の双方が厳しい状況にあります。

別の調査項目では、「これまでに経済的な理由で退会、または通わなくなった児童・生徒がいた」、あるいは「経済的な理由で初めから入会、または通うことを諦めた児童・生徒がいた」との回答結果も示されていますが、学校にもフリースクール等にも通えない児童・生徒がその先どうなるのか案じられるところであり、申し上げてきた現状を踏まえ、利用者及び施設運営者への財政面の対応について、同じくそう川課長に所見を伺います。

そう川子ども未来課長 調査によりますと、委員から御指摘いただいたとおり、フリースクール等の利用料は1回300円から月額5万8,000円まで大変幅があるところではあります。

今回28%に当たる8施設から、これまで「経済的な理由で退会、または通わなくなった児童・生徒がいた」、また、38%に当たる11施設からは、「経済的な理由で入会または通うことを諦めた児童・生徒がいた」という回答もありまして、経済的な理由で利用を断念した保護者の存在が明らかになったところです。

教育委員会のフリースクール等通所児童生徒支援事業におきましては、在籍校での出席扱いを要件にフリースクロー

ル等施設を利用する児童・生徒の利用料の半額を補助しているところで、今回の調査の中では約7割の施設におきまして、この利用料補助事業につきまして、肯定的に捉えているという結果が出ております。

また、先ほども申し上げましたとおり、県では不登校など様々な困難を抱える子供の居場所づくりを支援するため、フリースクール等の開設経費や特色ある取組に対する市町村との協調補助を行ってございまして、居場所の数は年々増えてきていると考えております。

さらに、県単独ですとか、中部圏知事会議を通じまして、国に対しましてもフリースクール等に通う家庭の利用料等の負担軽減や規模、運営状況等を踏まえた施設への支援など、財政措置の充実について要望しているところでございます。

なお、本会議の嶋川議員の一般質問において知事がお答えしましたとおり、運営費を含めました支援につきましては、既存の支援制度との整合性や費用対効果、公平性を総合的に勘案し、特徴が様々で多様性のあるフリースクール等の実態に合った制度設計を行う必要があるため、まず先進地視察を行うとともに、関係者の意見を十分に踏まえ、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

横田委員 いろいろな取組が進められていると。あとは、やはり国にも支援を求めていくということもやるべきかなと思っておりますので、今後ともまたこの分野に対して引き続きの取組をお願いいたしまして、質問を終わります。

藤井委員 私からは簡潔に富山マラソンと医療的ケア児の災害時対応について御質問させていただきます。

まず、富山マラソン2025についてです。2023年大会は、大変暑い中での大会でありまして、時間帯によってはエイドで飲料水がなくなると熱中症のリスクが高くなるなどの課題もありました。ただ、2025年は比較的寒く、雨も降っ

た気候でありまして、この11月の初旬というのは大変難しい時期だとも思ったわけでありまして。

これまでの課題等踏まえて、2025年の大会運営においては、どのような変化や工夫を行ったのか堺スポーツ振興課課長にお伺いいたします。

堺スポーツ振興課課長 富山マラソンにつきましては、委員御指摘のとおり、一昨年(2023年)大会が高温の気象環境となり、水や紙コップが不足したことを踏まえ、今年(2024年)の大会におきましても、昨年(2023年)の大会同様に水分と紙コップの量を十分に確保するとともに、セルフ給水エリアやかぶり水エリアを13か所ある全ての給水所に設置したところです。

加えまして、今回の大会での新しい取組としまして、セルフ給水については高温対策とSDGsの観点から紙コップごみの削減を目指して、マイボトル給水を促進するための実証実験に取り組んだところでありまして。具体的には、前回大会ではランナーが2リットルペットボトルからマイボトルに給水する運用でございましたが、今回はより混雑なくスムーズに給水できるように各給水所に容量20リットルの専用ジャグ、給水口付きのタンクボトルでございまして、これを18基配置いたしました。

その内訳としては、特製ボトルを配布された実証実験参加者用には12基、マイボトルを持参された方用には6基となっております。その結果、全給水所で補給飲料や紙コップに不足が生じず、紙コップの消費量についても前回大会の44万1,000個と比較して約16%に相当する7万2,000個を削減したところでございます。

次回大会に向けましては、今回の実証実験での専用ジャグの数、水分量、スタッフ人数を検証の上、この実証実験の参加者数を拡大するなど、補給飲料の充足や排出ごみの削減を図りたいと考えており、令和4年に策定しました富

山マラソンSDGs宣言の下、環境に配慮した取組を通じて富山マラソンがさらに質の高いスポーツイベントとなるように努めてまいりたいと考えております。

藤井委員 今おっしゃったセルフ給水とかかぶり水の工夫に関しては、実際に参加された方からも高評価を頂いておられました。あと、マイボトルについては非常に先進的な取組だなという形で評価されている方もおられました。

実際、ランニングポータルサイトで有名なRUNNETがありますけれども、私もそのコメントを見たり、あと実際に参加された方、私の東京時代の友人、瀋陽や大連からわざわざ来られた方々ともお話をしたりしていたんですが、おおむねホスピタリティーの高さに皆さん非常によかったとおっしゃっていたんですが、RUNNETの点数だけ見ると78.6点ということで、全国平均79点を若干下回っているという結果になっておりました。

いろいろな方のお話を聞くと、ホスピタリティーのよさ、先ほども申し上げましたけれども、エイドの表示があることが意外とほかの大会ではないとか、次のエイドは右側にありますよとかそういったこと、あと給水に関しても非常に評価が高かったり、Tシャツのデザインについても非常に高い評価があった一方、エイドの食事については、特に「ますのすしは開封が必要で手間がかかる」「サイズが小さく、もったいない」といった声がありました。また、スタート地点や高岡大仏前で自然渋滞が発生し、せっかく記録を目指しているのにここで歩いてしまったら自分の記録が…という話もありました。さらに、給水所ではスポーツドリンクを求める声が多く、一部のエイドでは提供があったものの、特に後半で提供がない地点があった点も指摘されていきました。

富山マラソンにおいては、12月24日の実行委員会におい

て次の2026年に向けた課題の整理をされると承知しておりますし、私もそこに参加する予定ですが、この参加者の評価をどのように収集分析し、次年度以降の改善につなげていくのか、この実行委員会においてどのようなアジェンダを設定しているのかも含めて堺スポーツ振興課課長にお伺いします。

堺スポーツ振興課課長 富山マラソンでは、大会運営の参考とするため、大会開催後に参加者に対するアンケート調査を実施しており、回収後、富山大学教育学部の協力を得て、春頃までにランナーの行動、心理特性、観光行動、消費額等の分析を行っております。

また、委員がおっしゃられましたランニングポータルサイトRUNNETで掲載される全ての評価についても、毎回項目別に取りまとめた上で検証することとしております。

今回、改善要望件数が多かったのは、一つには手荷物の返却場所が屋外のため、少し雨にさらされてしまったということが約60件ありました。2つ目には、スタートや高岡大仏付近の混雑、これが53件ほどありました。前回の評価点数から5点下がり、78.6点となった主な要因ではないかと考えております。

この結果を踏まえまして、次年度に向けましては、1つ目の手荷物返却については、改修を終え利用を再開できる富山市総合体育館を活用しまして改善を図りたいと考えております。

一方、高岡市内での混雑につきましては、高岡市内の伝統と歴史の体感という魅力を大切にしながらも、混雑緩和に向けまして沿道応援エリアの縮小、または高岡大仏前での写真撮影の抑制の呼びかけ強化、こういったことで有効な改善策を検討してまいりたいと考えております。

このほか、給食につきましては、低い評価が24件あった

一方で、高い評価も56件ございましたので、今回提供しましたますずしやかまぼこ、富富富おにぎりなど、富山ならではの食品を充実する方向で検討したいと考えております。

委員が先ほどおっしゃいましたスポーツドリンクがない箇所については、実は3か所あったんですが、これはお茶かあるいはコカ・コーラを配置しておりました。お茶につきましては、第5給水所のますずしを出すところで、組合せとしてスポーツドリンクではなく、お茶のほうがよろしいといった要望もありまして、そうさせていただきます。

今月24日に開催いたします実行委員会では、ランナーの皆様からの評価、改善点を御報告し、次回大会に向け委員の皆さんからの御意見を頂く予定でございます。ボランティアやスタッフの皆さんの対応など、例年高い評価をいただいている点も含め、より一層の満足度向上を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

藤井委員 県外の方も含めて1万人以上の方が参加される素晴らしいイベントだと思っっているんですが、努力が伝わらなければもったいないなとも思っております。最近の新聞の報道、たしか笹川スポーツ財団だったかと思うんですが、その調査でランニング人口がピーク時から300万人減少しているという話がありまして、マラソンが一時期ブームだったんですけれども、それがだんだんちょっと下火になってきているという話です。

そしてマラソン大会もいろんな市町村で大小開催されることもあって、マラソン自体が飽和状態になっていると。なので特徴があったり、コースに魅力があったり、もしくは記録を伸ばせたり、そういったものがない限りはなかなか参加者も集まってこないというような今後の予測がされているわけでありませう。

富山マラソンは、今後も継続して行っていただきたいで

すし、関係人口の拡大の中でも重要な施策だと思っておりますが、ほかにも県内には非常に評価の高い黒部名水マラソン等もありますけれども、そういった富山マラソンも含む県内のマラソン大会の現状と今後の見通しについて、堺スポーツ振興課課長にお伺いしたいと思います。

堺スポーツ振興課課長 この1年間で全国のマラソン大会で主催者が中止や終了を発表した事例としましては、東北・みやぎ復興マラソン、松本マラソンなどがあり、東北・みやぎ復興マラソンの場合は終了の理由を「物価高騰の影響を受け、大会の継続には大幅な収入増と経費圧縮が必須となる。ランナーへの過度な負担増は本位ではなく、経費圧縮を図れば安全面のリスクが増える」としております。

富山マラソンにつきましては、今年度2025年大会において、人件費及び物価高騰等に伴う大会運営費の増加に対応するため、マラソン部門の参加料を1,000円値上げさせていただいたところですが、前回大会よりも1か月早く定員に到達し、盛会のうちに開催することができました。参加者の皆様に心から感謝しているところでございます。

県内のフル及びハーフマラソンの大会でも、いずれも参加定員は満たしておりますが、物価高による経費増で厳しい状況であると伺っております。

こうした厳しい情勢の中でございますが、富山マラソンのアピールポイントを明確にお伝えしたいということで、10回大会を機に、前を向くための大会コンセプトを設定しました。「富山から、ともに、前へ。F o r w e l l b e i n g × F o r n a t u r e」とし、走る・支える・応援する人々がそれぞれの幸せを実感できる大会を目指すとともに、自然環境を守り続ける取組を通じて大会の持続的な開催を目指していくという意味を込めました。

今後、コンセプトの浸透を図り、「ランナーの皆さんが

走りたい。」そして、「ボランティアや協賛パートナーの皆さんが支えたい。」さらに、「県民の皆さんが応援したい」と思い続けていただける大会の開催を目指して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

藤井委員 12月24日の富山マラソン実行委員会でも、気づいたことがあればお話しさせていただければと思っております。

続いて、医療的ケア児の災害時対応についてお尋ねしたいと思います。

資料配付の許可をお願いします。

横田副委員長 許可いたします。

藤井委員 資料配付したもので、2つつけております。まず、1つが岡山県の医療的ケア児避難先確保のシステムで、「ぼうさいやどかりおかやま」という仕組みがあります。後ほどお話していきますけれども、医療的ケア児を受け入れるためには、非常用電源など必要な設備・体制が確保されている受入先を登録する仕組みとなっています。富山県でもこういった取組が必要なのではないかということで、資料を掲示させていただきました。

この医療的ケア児の災害対策に関しては、12月1日に富山県医師会の主催で開催された医療的ケア講習会がありまして、こちら県リハビリテーション病院・こども支援センターの副院長の五十嵐先生から在宅医療的ケア児の災害避難訓練についての課題共有があったところです。この避難訓練には私も参加をさせていただいたところでありまして。9月には県リハビリテーション病院への避難、そして11月には地域の地区センターへの避難ということで私も両方参加しております。

また、この12月1日の講習会の中では、北良株式会社の笠井社長という方がいらっしゃいまして、東北の会社なん

ですけれども、医療的ケア児の災害対策について、本当に素晴らしい実践事例を聞かせていただいたところでもあります。

そういう意味で、県リハビリテーション病院・こども支援センターでは、意見交換会を含め様々な取組が実施されているところですが、県としては、これまでどのような支援を行ってきたのか。現在、県で受け付けている障害児通所支援事業所非常用電源配備事業の交付金の申請は、たしか今日が申請締切りだったと思いますけれども、こういった申請状況と併せて県の医療的ケア児への避難、災害時対応についての支援について、河尻障害福祉課長にお伺いします。

河尻障害福祉課長 県では、医療的ケア児への災害対策といたしまして、まずは厚生センターが難病などにより在宅で人工呼吸器や在宅酸素を使用している患者の災害発生時に備えまして、関係機関と連携して避難方法や医療機器の備え、避難時に持ち出す物品、備蓄品などを検討するに当たり、支援を行っております。

このほか、在宅人口呼吸器使用者非常用電源整備事業によりまして、停電時に備えて患者に貸出しができる簡易自家発電装置などの整備を行う医療機関に対する支援や国の個別避難計画作成モデル事業を活用いたしまして、市町村の計画作成への伴走支援などに取り組んでいるところでございます。

さらに、医療的ケア児等支援センターにおきましては、医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修におきまして、災害をテーマに取り上げ、個別の避難についての検討を行っております。

また、災害対策や防災関連情報を取り上げたセンターだよりの発行による啓発でありますとか、同センターが開催

する市町村医療的ケア児等担当者連絡会を通しましても、市町村に対して個別避難計画の作成の呼びかけを行っているところでございます。

また、委員から御質問ございました障害児通所支援事業所が非常用電源を配備する際に支援を行う事業につきましましては、令和7年9月補正予算に計上しておりまして、現在申請を受け付けており、先ほど委員から御説明ありましたとおり、本日が申請の締切り日となっております。

本日9時の時点でございますけれども、11件の申請があったところでありまして、今後予算の執行状況などを踏まえまして、2次募集を行うなど可能な限り配備が進むように努めてまいりたいと考えております。

藤井委員 先ほど河尻課長からも、医療的ケア児等支援センターという名前が出てまいりました。富山県においては、これは「りあん」と呼んでいたかと思っております。これも県リハビリテーション病院・こども支援センターの中にあるわけですがけれども、先ほどの資料2番目を見ていただきますと、岩手県の医療的ケア児支援センターの医療的ケア児災害時支援取組事例集というのがございます。およそ30ページぐらいある非常にこと細かに書いてある取組事例集で、私も大変勉強になったところでもあります。

非常用電源を配備したり、先ほどの研修を行っていったり、市町村の伴走支援を行っていくといった取組を一つ一つ丁寧にやっていくことが非常に重要だとは思いますが、先ほどの「ぼうさいやどかりおかやま」の仕組みであったり、こういった岩手県医療的ケア児支援センターがまとめている取組事例集であったり、先ほど言った東北の会社の事例であったりというのは、本当に学ぶところがあるなと思っておりますが、富山県としてもそろそろそういう取りまとめや、仕組みの構築というところにもう

一歩踏み込んでいく必要があるのではないかと考えております。

避難先として、地域の病院、福祉施設での受入れが円滑に進む仕組み、これ「ぼうさいやどかりおかやま」なんかはそういうことですけれども、それも含めてぜひ県の取組への所見を橋本厚生企画課長にお伺いしたいと思います。

橋本厚生企画課長 県では、医療的ケア児やその御家族が災害時に避難するに当たり、実行性の高い個別避難計画の作成が進められるよう、市町村担当者会議におきまして、医療的ケア児等コーディネーターが中心となって計画を作成し、その計画に基づき昨年10月に避難訓練を実施されました氷見市の事例を紹介しましたほか、市町村から寄せられる医療的ケア児の計画作成に係る相談に対応するため、好事例に取り組む他県の担当者から実践的な話を聞き、情報提供を行うなど市町村への伴走支援に努めてきたところでございます。

県としましては、引き続き医療、保健、福祉など多職種が連携して計画作成に取り組んでいる好事例を市町村へ情報提供するとともに、事前に避難先との受入調整が図られ、受入施設側の体制整備が進むよう庁内はもとより医療的ケア児等支援センターなど、関係機関とも連携しながら委員御紹介の災害時に電源と避難場所を提供する医療・福祉施設と要支援者をマッチングする仕組みや、また事例集の件も含めまして、医療的ケア児の避難先を確保する方策について調査研究してまいりたいと考えております。

藤井委員 医師会も含めて前に進めたいと思っている意欲ある関係者の方がいらっしゃいますので、ぜひその方々と連携しながらよい方向に向かっていただければなと思っています。

藤井委員長 ほかにありませんか。——ないようであります

ので、これをもって質疑・質問を終わります。

5 行政視察について

藤井委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見ありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。